

日野市再犯防止推進計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年12月

東京都日野市

はじめに

わが国の刑法犯の認知件数は、平成14年から17年連続で減少しており、平成31年（令和元年）には約75万件と戦後最少となりました。刑法犯による検挙人員も毎年減少傾向にあります。初犯者の減少ペースが、再犯者のそれを大きく上回るため、検挙者に占める再犯者の割合は年々増加をたどり、平成31年（令和元年）には約5割が再犯罪者となっています。

日野市においても、再犯者の割合は増加傾向にあり、犯罪をした者等が再び犯罪に手を染めることがないように、立ち直りの支援や社会復帰への後押しが必要となっています。

このような中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体は、再犯防止に関する施策を策定し、実施する責務と再犯防止推進計画の策定に努めることが規定されました。

計画の策定にあたっては、再犯防止の取組を「日野・多摩・稲城地区保護司会」と連携し行ってきた経緯を踏まえ、日野市・多摩市・稲城市の3市で、共通の基本方針及び取組みの枠組みを定めた「日野・多摩・稲城3市共通理念」を策定し、各市が実情に応じた「再犯防止推進計画」を作成することといたしました。

このような経過を踏まえて、日野市の再犯防止推進計画では、罪を犯し様々な生きづらさを抱えた者等が立ち直り、地域社会から孤立しないよう、多岐にわたる行政サービスで総合的に支援し、関係機関等と連携を行いながら課題に取り組むことで、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

再犯防止推進にあたり、市民の皆様のご理解、保護司会や更生保護女性会等、関係機関の皆様のご協力が必要不可欠となります。是非この計画の目的をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

結びとなりますが、計画の策定にあたり、ご尽力、ご協力いただいた皆様に改めて御礼申し上げます。



令和3年12月

日野市長 大坪 冬彦

目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1.	計画策定の背景	1
2.	再犯防止施策の対象者	1
3.	計画の位置づけ	2
4.	計画の期間	3
5.	日野・多摩・稲城 3市共通理念	3
6.	計画の推進体制	3
第2章	犯罪防止等を取り巻く状況と課題	4
1.	国と東京都の取組	4
2.	日野市の現状と課題	5
第3章	目指すべき姿と基本方針・重点課題	9
1.	目指すべき姿	9
2.	基本方針	10
3.	重点課題	10
第4章	重点課題ごとの主な取組	13
1.	就労・住居の確保等	13
2.	保健医療・福祉サービスの利用の促進等	16
3.	非行の防止・学校と連携した修学支援等	19
4.	民間協力者の活動と広報・啓発活動の促進等	23
5.	再犯防止のための連携体制の整備等	24
6.	日野市・多摩市・稲城市 3市共通で行う取組	25

参考資料

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景

全国における刑法犯の認知件数は、平成14年の285万4,061件をピークに17年連続で減少しており、平成31年（令和元年）には74万8,559件と戦後最少となりました。一方で、刑法犯による検挙者のうち再犯者の人員は、平成18年をピークとして漸減状態にあります。初犯者の減少ペースがそれを上回るため、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は年々増加を続け、平成31年（令和元年）には48.8%と検挙者のうち半数が再犯者となりました。安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止対策が必要不可欠であると再認識されるようになりました。

このように再犯防止対策の必要性・重要性が高まる中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、地方自治体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策を策定し実施する責務と、再犯防止推進計画の策定に努めることが規定されました。

犯罪をした者等の中には、その背景に様々な生きづらさを抱えている場合が少なくありません。生きづらさを抱えた犯罪をした者等が地域社会で孤立することのないよう、「息の長い」支援に向けて、国、地方公共団体、民間協力者が一丸となって、取り組むことが求められています。

このような状況を踏まえ、市は就労・住居や保健医療、教育・福祉等の部署と連携し、犯罪をした者等の立ち直りを支援するとともに、新たな犯罪被害者を生まないためにも再犯を防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、日野市再犯防止推進計画を策定します。

2. 再犯防止施策の対象者

本計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。「犯罪をした者等」とは、「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」を言います。

■再犯防止推進法 付帯決議■

本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

3. 計画の位置づけ

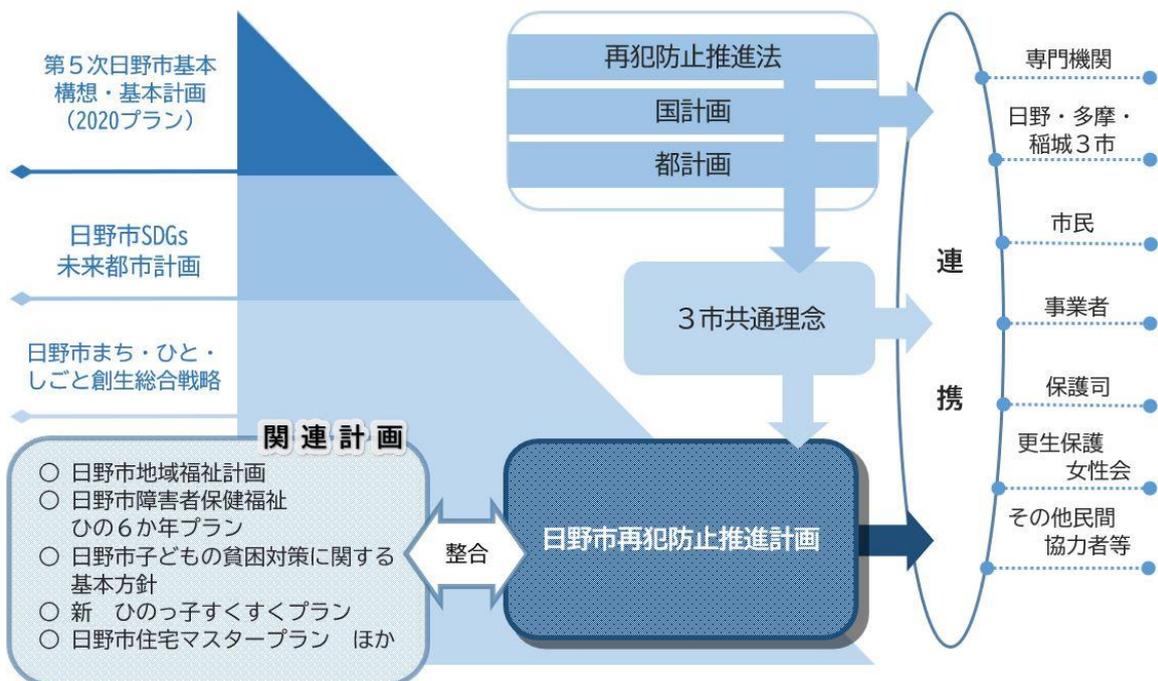
本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画及び東京都の再犯防止推進計画を勘案し、策定します。

本市の上位計画である「第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）」や「日野市SDGs未来都市計画」、福祉や子ども等の分野における各種計画との整合を図ります。

計画内では、「再犯防止推進計画日野・多摩・稲城3市共通理念」の内容に基づく、再犯の防止を推進する取組のほか、就労・住居確保や保健医療、教育・福祉等の日野市における各種施策で、再犯の防止等に関する取組を総合的に記載します。

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。



用語解説

■再犯防止推進計画

再犯防止推進法の施行を受け、平成29年2月に「再犯防止推進計画」が、閣議決定されました。再犯防止推進計画は、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して生活できる社会の実現を図るため、政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ計画です。5つの基本方針と7つの重点課題から構成されています。

4. 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度（策定期間である令和3年12月から令和8年3月まで）とする。

5. 日野・多摩・稲城 3市共通理念

日野市・多摩市・稲城市の3市は、これまで「日野・多摩・稲城地区保護司会」と連携して再犯防止活動に取り組んできました。それらの経緯を踏まえ、再犯防止推進計画の策定にあたり、3市共通の基本方針、取組の枠組みを定めた「再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念」（以下、「共通理念」という。）を令和3年3月に策定しました。

共通理念は、社会的に弱い立場の人々を含む全ての人を地域社会全体で包み支え合うソーシャルインクルージョンの考え方のもと、犯罪をした者等が円滑に地域社会に復帰することができるよう、取組の方向性を示すものです。

共通理念の内容に基づき、日野市・多摩市・稲城市の3市がそれぞれの実情に合わせて再犯防止推進計画を策定します。

6. 計画の推進体制

犯罪をした者等の立ち直りの支援は、地域の理解と協力を得て、関係機関団体や民間協力者、国、東京都、近隣市と連携を図り、情報共有を行いながら継続的に支援を行うことが必要です。

計画の推進にあたり、「（仮称）日野市再犯防止推進委員会」を設置し、再犯防止の取組や更生保護について、定期的に情報交換・課題共有を行います。

また計画の進捗・管理にあたり、各重点課題の施策に対し、具体的な目標値を設定しませんが、PDCAサイクル（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善する（Action））のもと、各施策の具体的な内容を把握し、同委員会のもと評価・見直しを図ります。

用語解説

■ソーシャル・インクルージョン

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現に繋げるよう、社会の構成員として包み支えあう」という理念です。2000年12月に厚生省（現：厚生労働省）がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉の在り方に関する検討会報告書」で、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支えあうソーシャル・インクルージョンの理念を進めることを提言しています。

第2章 犯罪防止等を取り巻く状況と課題

1. 国と東京都の取組

(1) 国の取組

国では再犯防止推進法に基づき、平成29年12月に「再犯防止推進計画」を制定しました。計画内では、5つの基本方針と7つの重点課題を定め、取組を進めることとしました。

《5つの基本方針》

- ①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③犯罪の防止等に関する施策は、生命が奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④犯罪の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

《7つの重点課題》

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥地方公共団体との連携強化等
- ⑦関係機関の人的・物的体制の整備等

(2) 東京都の取組

東京都は、国の再犯防止推進計画で掲げられた5つの基本方針を踏まえ、6つの重点課題を定めた、東京都再犯防止推進計画を令和元年7月に制定し、取組を進めることとしました。

《6つの重点課題》

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥再犯防止のための連携体制の整備等

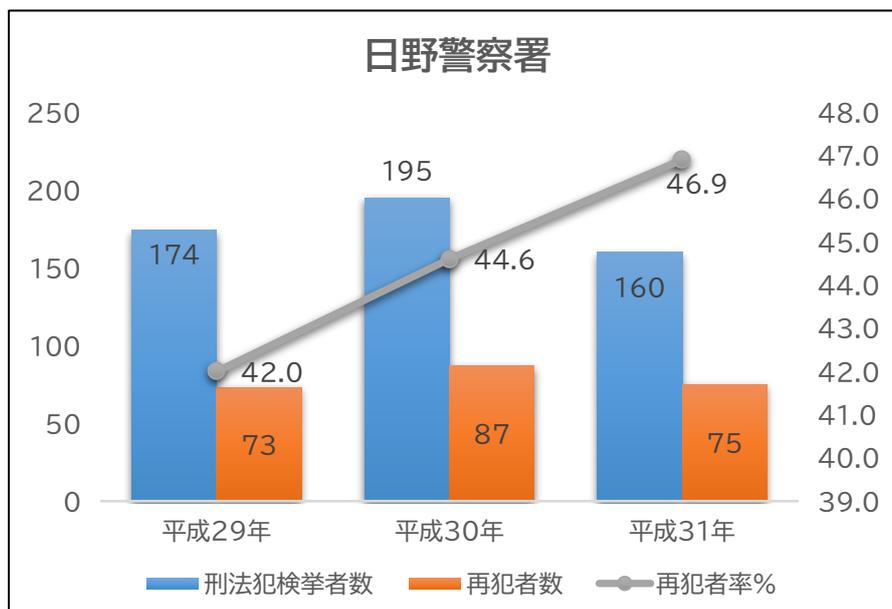
2. 日野市の現状と課題

(1) 刑法犯再犯者検挙人員及び再犯者率（刑法犯検挙人員のうち再犯者の割合）

日野警察署が取り扱った過去3年間のうち再犯者率は、警視庁や全国の再犯者率を若干下回っているものの、全体の半数近くが再犯者という状況であり、再犯防止を推進していくことが求められます。

(法務省矯正局東京矯正管区提供) ※少年の検挙人員を含まない

	平成29年		平成30年		平成31年(令和元年)	
	再犯者数	再犯者率	再犯者数	再犯者率	再犯者数	再犯者率
日野警察署	73	42.0%	87	44.6%	75	46.9%
警視庁	12,526	49.6%	12,573	49.5%	11,320	50.8%
全国	95,028	50.6%	92,023	50.5%	86,952	50.5%



(2) 人口および高齢者人口の将来推計

総人口の伸びが見込めない中、平成27年を100とした場合の人口に対し高齢者（65歳以上）の占める割合の推計値は、全国平均及び東京都平均を上回る割合で増加していくことが見込まれています。

(国立社会保障・人口問題研究所「平成30年日本の地域別将来推計人口」および「日本の将来推計人口(平成29年推計, 出生中位・死亡中位)」より)

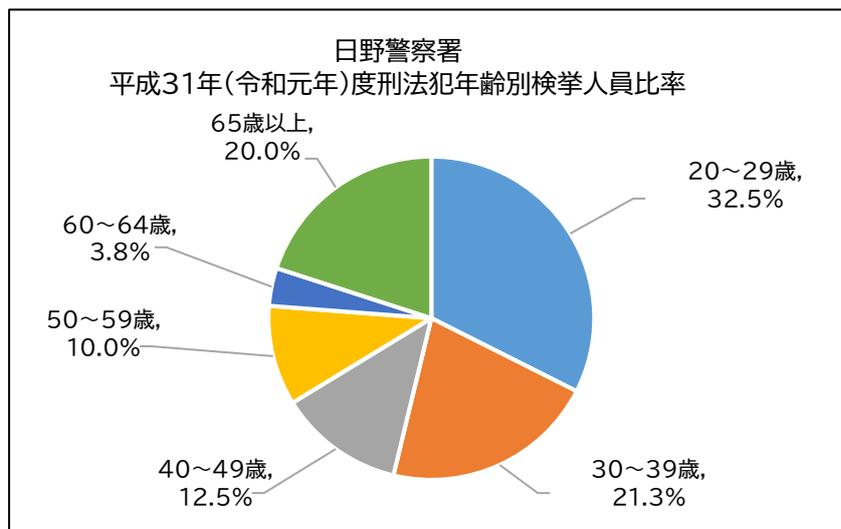
		令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
日野市	総人口	102.2	103.0	102.8	101.9	100.5
	65歳以上人口	108.0	110.6	115.8	124.6	135.2
東京都	総人口	101.6	102.4	102.7	102.5	101.8
	65歳以上人口	104.9	106.7	111.6	119.9	130.4
全国	総人口	98.6	96.4	93.7	90.7	87.3
	65歳以上人口	106.9	108.6	109.7	111.7	115.8

下記の表でわかるように、検挙人員全体に占める高齢者の割合が大きく上昇しているという実態があることに加え、地域社会を担う方々の高齢化が今後ますます進んでいくことを念頭に取組を検討する必要があります。

<参考> 検挙人員全体に占める65歳以上の割合と高齢化率の推移(単位:%) (令和2年版警察白書および令和2年版高齢社会白書より)

	平成2年	平成12年	平成22年	平成31年 (令和元年)
検挙人員全体に占める65歳以上の割合	2.2	5.8	14.9	22.0
高齢化率(65歳以上人口の割合)	12.1	17.4	23.0	28.4

<参考> 警察署別刑法犯年齢別検挙人数割合 (法務省矯正局東京矯正管区提供)



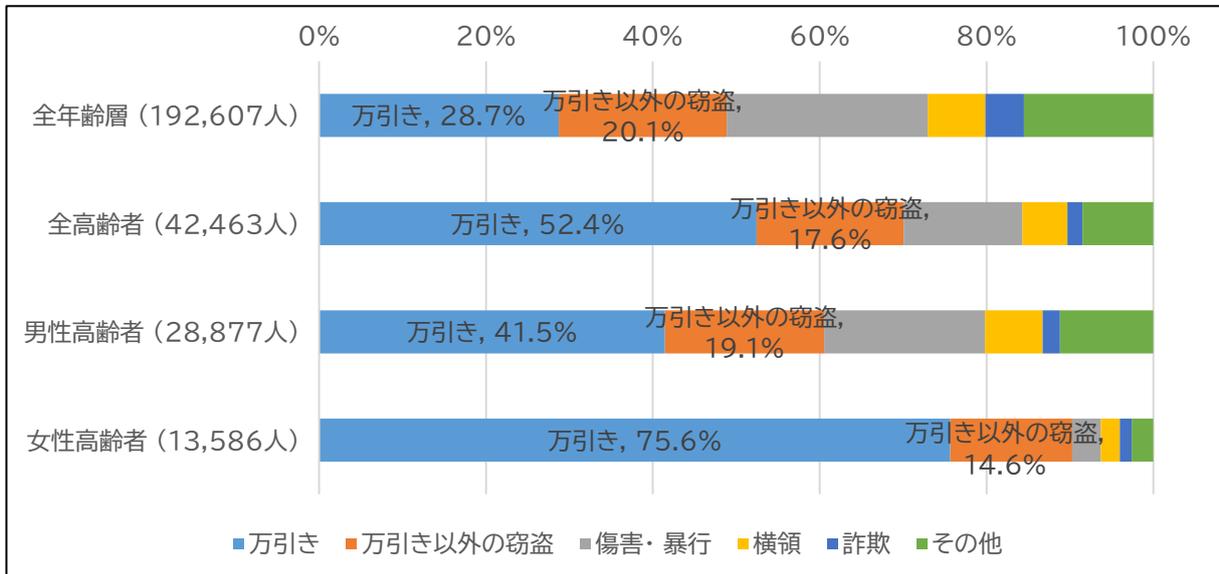
(3) 高齢者（65歳以上）の検挙人員の罪名別構成比（令和元年・単位：％）

全年齢層と比べて、全高齢者では窃盗の割合が7割を超えています。特に、女性高齢者では約9割が窃盗であり、万引きによる者の割合が約8割と顕著に高い特徴があります。

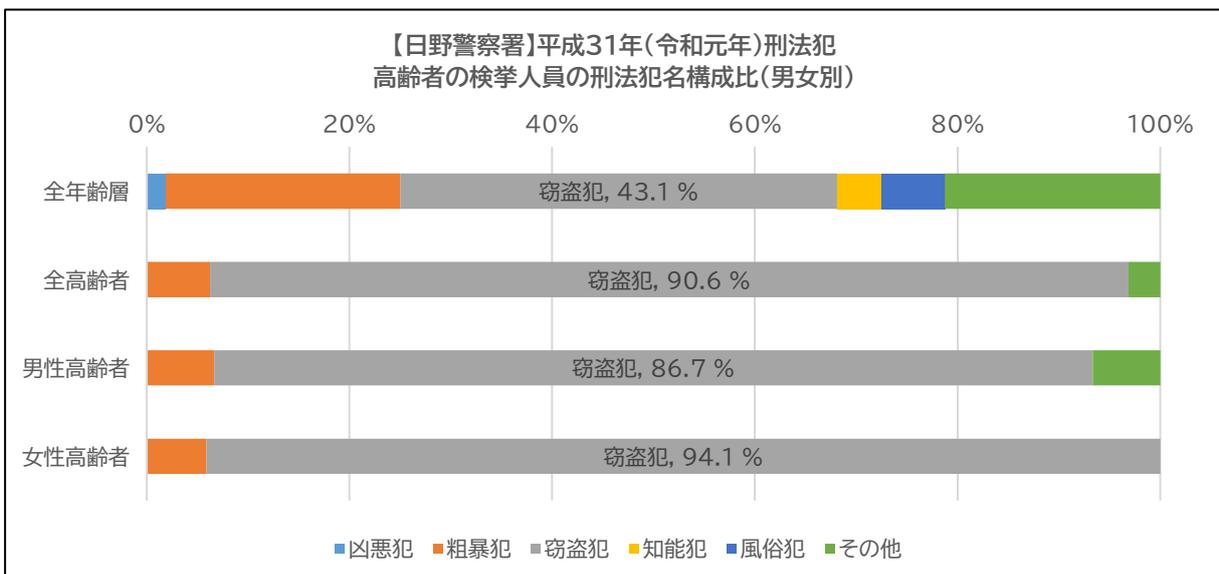
日野市においては、ほぼすべて「窃盗」であり、全国より数値が高いことがわかります。

（令和2年版犯罪白書より）※（ ）内は人員 ※「万引き」と「万引き以外の窃盗」をあわせて「窃盗」 単位：％

	万引き	万引き以外の窃盗	傷害 暴行	横領	詐欺	その他
全年齢層（192,607人）	28.7	20.1	24.1	6.9	4.6	15.5
全高齢者（42,463人）	52.4	17.6	14.2	5.4	1.8	8.5
男性高齢者（28,877人）	41.5	19.1	19.3	6.9	2.1	11.2
女性高齢者（13,586人）	75.6	14.6	3.4	2.3	1.4	2.6



<参考> 警察署別高齢者の検挙人員の刑法犯名構成比（法務省矯正局東京矯正管区提供）単位：％



(4) 保護司の平均年齢

保護司の平均年齢は全国より若干下回っていますが、平成31年（令和元年）には東京都平均を超える形となりました。こうした状況を踏まえつつ、保護司などの更生保護を支えるボランティアの活動しやすい環境づくりについても検討していく必要があります。

令和元年版犯罪白書より※全国平均のみ ※各年1月1日時点の値 単位：歳

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)
日野市	61.6	62.6	62.4	63.7	64.1
東京都	63.8	64.0	63.7	63.9	63.8
全国	64.7	64.9	65.0	65.1	65.1

(5) 社会を明るくする運動の参加者数

犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」には、毎年多くの方に参加いただいています。再犯防止に向けた啓発事業として、今後も推進していくことが求められます。

(法務省大臣官房秘書課提供 ※全国及び東京都のみ) 単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)
日野市	695	467	560	561	61
東京都	307,451	331,892	331,897	311,510	318,432
全国	2,563,333	2,833,914	2,769,306	3,228,710	2,969,544

※日野市は平成31年（令和元年）から街頭啓発活動に実施形態を変更。

用語解説

■更生保護

犯罪や非行等をした人を社会の中で適切に処遇することで、再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し更生することを支援することで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進する活動です。

■保護司

犯罪や非行等をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。主な職務は、保護観察を受けている人と面接をして指導助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防する啓発活動等です。

第3章 目指すべき姿と基本方針・重点課題

1. 目指すべき姿

日野市は、令和元年（2019年）7月に東京都内では初の「SDGs未来都市」に選定されました。2030年にあるべき姿を、「市民・企業・行政との対話を通じた生活・環境課題産業化で実現する 生活価値（QOL）共創都市 日野」と定め、政策立案にあたりSDGsの視点を組み入れつつ、社会・経済・環境の統合的な変革モデルとなることを目指します。

本計画は、『誰一人取り残さない』安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、各ゴール（目標）の視点を取り入れ、事業を推進します。



資料：国連ガイドラインより

用語解説

■SDGs

「SDGs（エス・ディ・ジーズ）= Sustainable Development Goals」とは、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能で、よりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27年（2015年）に国連のサミットで採択されました。2030年を達成年度として17のゴール（目標）と169のターゲット（具体的な目標や実施手段）から構成されています。

2. 基本方針

再犯防止推進法及び国と東京都の再犯防止推進計画を踏まえ、共通理念で定めた基本方針を、日野市再犯防止推進計画の基本方針とします。

- (1) 関係者・関係機関等との緊密な連携・協力と犯罪をした者等への切れ目のない支援
- (2) 犯罪被害者等の尊厳への配慮及び犯罪をした者等が自らの責任を自覚し、犯罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえた取組の実施
- (3) 社会情勢等に応じた効果的な施策の実施
- (4) 地域社会の理解と協力を進めるための普及・啓発
- (5) 保護司など民間協力者の活動しやすい環境づくりへの支援

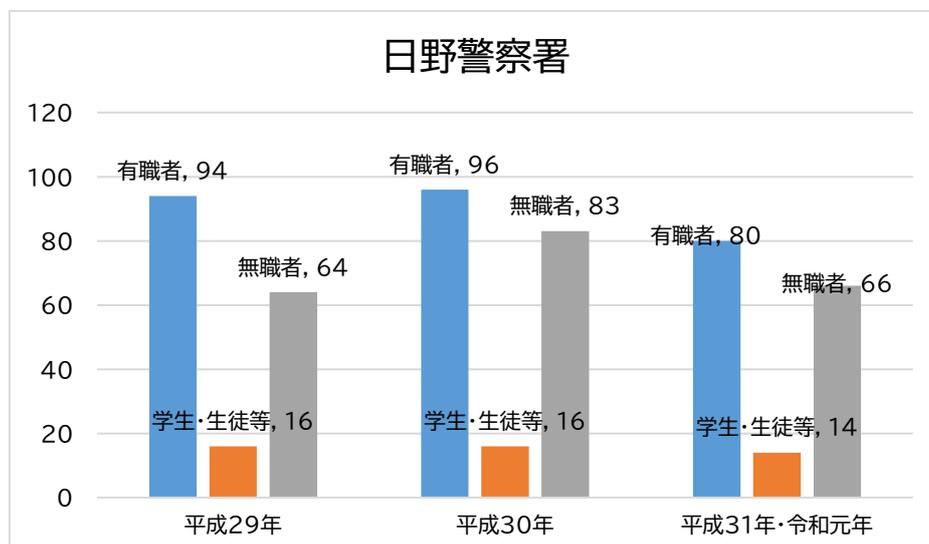
3. 重点課題

基本方針に基づき、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。

(1) 就労・住居の確保等

犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を実現する上で、就労の有無は再犯率にも影響する重要な要素であり、刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職で、仕事に就いていない者の再犯率は仕事に就いている者の約3倍の差が生じており、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています（国計画より）。また、刑務所等からの満期出所者の4割以上（全国で約3,400人（令和元年法務省「矯正統計年報」より））が適当な住居が確保されないまま出所し、帰住先の確保されている者と比較して再犯に至るまでの期間が短くなっているという実情を踏まえ、就労や住居確保のための相談・支援等を充実させる必要があります。

<参考> 検挙人員における犯行時の職業別状況（少年除く）（法務省矯正局東京矯正管区提供） 単位:人



(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

刑法犯の検挙人員総数が減少している中で、65歳以上の高齢者の検挙人員は横ばいで推移しており、高齢者の割合は増加しています。出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています（令和2年法務省「犯罪白書」及び国計画より）。また、覚醒剤取締法違反の同一罪名再犯者率が上昇傾向にある一方、大麻取締法違反の検挙人員が令和元年に過去最多となり、その半数以上が20代以下でした。大麻取締法違反の検挙者に占める再犯者の割合も、平成28年は22.4%と、平成18年に比べて2倍近い割合になっており、若年層の認識不足やインターネットなど気軽に入手できることなどにより更なる増加が危惧されます（厚生労働省HPより）。

他にも高齢者、障害のある者、依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）を有する者等、犯罪をした者等の中には保健医療、福祉サービスの利用が必要な者が多く、有機的な連携のもと、機動的かつ継続的な支援を行う必要があります。

(3) 非行の防止・学校と連携した修学支援等

非行を行う背景には、規範意識の低下、社会とのつながりの希薄化、家庭環境の変化、貧困や虐待等の被害体験、集団的不良交友関係等様々な要因が複合的に生じているためと考えられます。非行を生まないためにも、青少年の規範意識の向上、社会とのつながりの強化、世帯の抱える生活課題への支援が求められています。また、全国の高等学校進学率は98.8%ですが、少年院入所者の25.3%、入所受刑者の37.4%が中学校卒業後、高等学校に進学しておらず、また非行等が原因で高等学校を中退している者も少年院入所者の40.9%、入所受刑者の24.6%と多い状況です（令和2年法務省「少年院在院者への高等学校教育機会の提供に向けた検討会」及び国計画より）。非行の未然防止や青少年の健全育成のため、また非行や犯罪に陥った少年が立ち直り地域社会の一員として社会復帰を果たすために、学校・家庭・地域・関係機関等が連携して相談支援体制の充実や居場所づくり、必要な修学支援等の取組を行うことが必要です。

(4) 民間協力者の活動と広報・啓発活動の促進等

各地域において、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、その他多くの民間ボランティアの方々が地道に活動しています。しかし、保護司の高齢化、民間ボランティアの減少、再犯防止に関する施策等が身近なものではない等の課題があり、引き続き支援を行っていく必要があります。

(5) 再犯防止のための連携体制の整備等

犯罪をした者等の中には、矯正施設や保護観察所等の刑事司法関係機関による指導・支援等を受け終わった後においてもその社会復帰を促し再犯を防止するため、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいます。地方公共団体による各種住民サービスや民間団体による支援に円滑につなげ、フォローすることを可能とする連携の仕組みが必要です。

(6) 日野市・多摩市・稲城市 3市共通の取組

- ①再犯防止への市民の理解促進に向けた取組を共に進めるため、3市間の連携を強化していきます。
- ②犯罪をした者等が適切な行政情報を受けられるよう、3市協働で情報提供の充実に向けた取組を進めます。
- ③保護司会と3市で定期的な意見交換を行い、緊密に連携していきます。また、サポートセンターの管理・運営など保護司会活動への支援も継続して進めます。
- ④各市における社会を明るくする運動の広報活動について、市と保護司会の協働による取組を進めます。



第4章 重点課題ごとの主な取組

本計画では、重点課題ごとの主な取組として、再犯の防止を目的とするもののほか、市民の方々へ提供している各種施策で、再犯防止につながる施策についても掲げています。

1. 就労・住居の確保等

就労や住居確保のための相談・支援等を充実させることで、誰もが地域社会の一員として安心して生活できる環境を整備します。

(1) 就労を支援する取組

① 就労のための相談支援

- ・就労の確保に向け、ハローワークや東京都若者総合相談センター（若ナビα）、東京仕事センターなど、就労に関する支援機関の情報を提供します。
- ・市の生活困窮者自立支援窓口をはじめとした相談支援窓口で、ひとり一人の状況に応じて就労に向け相談を受け、就労の確保に向け、ハローワークや東京都若者総合相談センター（若ナビα）、東京仕事センター等の適切な支援先につなぎます。
- ・一般就労が難しい障害等がある方や高齢者には、それぞれにあった地域の雇用の場を確保し、就労に向けた支援を行います。

●就職面接会の実施【産業振興課】

ハローワーク八王子、八王子市と共催で、全年齢を対象とした合同就職面接会を実施します。

●ナイスワーク高幡【産業振興課】

ハローワーク八王子の求人情報や職業紹介等を行います。

●生活・就労支援事業【障害福祉課】

日野市障害者生活・就労支援センターにおける就労支援事業です。

- 1 障害者（児）等（手帳の有無は問わない）並びにその家族に対し、生活及び就労に関する相談並びに支援を一体的に行うとともに、市民に対し障害理解に関する啓発等を行うことにより、障害者（児）等の安定した地域生活の向上を図ります。
- 2 生活・就労支援事業…認定NPO法人やまぼうし「くらしごと」に委託
①就労面の支援 ②生活面の支援 ③地域開拓促進 ④関連機関との連携

●シルバー人材センター事業【高齢福祉課】

高齢者のもつ経験と能力を社会に役立てることにより高齢者の社会参加と生きがいを促進し、福祉の増進を図る目的をもって設立するシルバー人材センターの管理を行います。

●**就労準備支援（生活困窮者自立支援事業）【セーフティネットコールセンター】**
生活困窮者の自立した生活のための支援です。一般就労が困難なひきこもりの方や生活困窮者等に対し、日常生活の自立、社会生活の自立及び就労の自立に向けた居場所支援や就労体験等の支援を実施します。

② 関係機関等との連携

・就労支援に向け、市各課及び近隣市、国や東京都の各支援機関、関係機関団体等が連携を密にし、連携した支援を継続して行い、犯罪や非行等をした者の社会復帰に向け取り組みます。

●**自立相談支援事業【セーフティネットコールセンター】**
生活に困りごとを抱えている方、どこに相談したらいいのかわからない等、相談をうけ関係機関と連携し問題の解決に向け支援を行います。

●**生活保護【生活福祉課】**
最低限度の生活を保障する生活保護制度のうち、就労が可能な場合はハローワーク等と連携し、就労を支援し安心した生活を確保します。

●**金銭管理支援・家計相談【生活福祉課】**
生活保護利用者に対して、金銭管理の支援及び家計のやり繰りの相談を受け、安定した生活の維持及び自立の促進を図ります。

●**協力雇用主制度【総務課】**
事業主等に対して、協力雇用主制度について周知します。

(2) 住居の確保

① 公営住宅や住宅セーフティネット制度等の利用

・低所得世帯やひとり親世帯、障害者や高齢者の世帯等で住居に困窮する世帯に対し、公営住宅や住宅セーフティネット制度（東京ささエール住宅等）、日野市住宅セーフティネット相談事業等を活用し住居の確保を支援します。

●**公営住宅空き住戸の募集【財産管理課】**
住宅セーフティネットとして、安全で快適な住まいを低所得者向け（暴力団員除く）に提供します。

●**住宅セーフティネット相談事業（あんしん住まいる日野）【都市計画課】**
低所得世帯者、高齢者、ひとり親世帯、DV被害者や生活困窮者等の住宅確保要配慮者を対象に民間賃貸住宅に関する相談窓口を設置します。必要に応じて福祉サービスの紹介や民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行います。

●**緊急一時保護事業【セーフティネットコールセンター】**
緊急に避難又は保護を必要とする女性及びその者が監護する児童が、公共の緊急一時保護施設を利用することができない場合に、市と協定を結ぶ施設で一時保護を行います。

② 高齢者や障害者等が安心して生活できる場所の確保

- ・自立が難しい高齢者や障害者等が安心して生活するために、生活の場となる施設等への入所支援を行います。
- ・経済的に困窮する市民に対し、生活保護等の制度を利用し住居の確保をしたうえで自立に向けた支援を行います。

●**高齢者住宅事業（シルバーピア）【高齢福祉課】**

自立した日常生活ができる一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯の方のための集合住宅です。これを提供することにより、高齢者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とします。

●**ふれあいサロン事業【高齢福祉課】**

住み慣れた地域で支えあい、安心していきいきと暮らすことができるまちとしていくことを目的として取り組んでいる「日野市高齢者見守り支援ネットワーク」の一環として、自宅にこもりがちな高齢者が気軽に立ち寄れる居場所を確保し、日常的な交流を行う地域活動の立ち上げ、運営の支援をする「ふれあい交流型」事業を実施します。

●**高齢者相談支援（地域包括支援センター）事業【高齢福祉課】**

地域で暮らす高齢者の方々の総合相談窓口です。安心して暮らせる地域づくりから、介護、総合事業、権利擁護に関することまで様々な業務を各関係機関と連携しながら取り組みます。

用語解説

■**住宅セーフティネット制度**

住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、災害被災者等）を対象に、安全かつ良質な住宅として登録された住まいを供給するための制度です。

この制度に基づき登録されたセーフティネット住宅は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅です。

■**東京都若者総合相談センター（愛称：若ナビα）**

若者やその家族が抱える様々な悩みに対する総合相談窓口で、東京都内にある専門の窓口や支援機関等への繋ぎ支援や情報提供等を行っています。

2.保健医療・福祉サービスの利用の促進等

誰一人取り残さない、よりよい社会の実現を目指し、ひとり一人の特性に応じたきめ細かな支援を行うため、行政と関係各機関団体、地域の有機的な連携のもと機動的かつ継続的な支援を行います。

(1) 犯罪や非行等をした人が抱える困難への取組

① 様々な困りごとのための相談支援

- ・複雑に絡んだ様々な課題や困りごとに対し、ひとり一人の特性や置かれている背景等を把握し、その状況に応じた適切な支援先につなぎ、関係各機関団体等と情報を共有し、連携した支援を継続して行います。
- ・認知機能が低下した高齢者と家族に対する支援について、地域包括支援センターをはじめとした高齢者の支援機関に速やかにつなぎ、適切な支援を行います。
- ・障害や特性がある方と家族に対し、早期に保健医療・福祉のサービスを利用できるよう関係機関等が連携し支援を行います。

●人権身の上相談事業【平和と人権課】

人権身の上相談を実施します。

●健康管理支援【生活福祉課】

心身の問題で日常生活能力が十分に発揮できず、安定した社会生活が営めない者に必要な支援を行うことにより阻害要因の解消を図り、利用者等の自立を助長します。

●地域生活支援事業【障害福祉課】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第77条により市町村の地域生活支援事業としてあげられている事業のうち、日野市で取り組んでいる主な事業です。

①相談支援事業（やまばと、ゆうき、ここななおへの委託で実施）

②地域活動支援センター事業 ③成年後見制度利用支援

④コミュニケーション支援事業（手話派遣など）

⑤移動支援事業（外出支援） ⑥日常生活用具費助成 など。

●心の健康づくり事業（デイケア事業）【障害福祉課】

回復途上にある在宅の精神障害者を対象に、その対人関係の改善、生活習慣の習得及び社会生活への適応を促すことを目的に集団生活に係る指導訓練等の事業（デイケア事業）です。

●ひきこもり対策支援【セーフティネットコールセンター】

ひきこもりの状態にある方及びその家族への相談支援及びセミナーなどを実施します。

●**精神疾患自立支援【セーフティネットコールセンター】**

精神疾患が疑われる未受診・未治療者の支援です。精神疾患等を有すると思われる者及びその家族などに対し、相談及び医療機関の受診等に関する支援を行います。

② 薬物依存者の回復に必要な支援（相談など）

- ・薬物等の依存がある、またその疑いがある人の支援について関係機関等と連携し、専門の医療機関や支援団体等に繋ぎ、必要な福祉サービスを利用できるよう支援を行います。

●**障害者総合支援法に基づく自立訓練【障害福祉課】**

薬物依存症の方の相談に応じ、生活に必要な考え方や生き方を身につけ、続けられるように支援します。必要に応じて医療への受診などのサポートを行います。

③ 関係機関等と連携した見守り体制の充実

- ・地域で安心して生活するために関係各課、関係各機関団体、地域が連携し、見守り体制を整備することで必要な時に適切な福祉サービスを受け、安心して生活できるよう支援します。

●**高齢者見守り支援ネットワーク事業【高齢福祉課】**

地域に住んでいる方々、お店や事業所、地域包括支援センターが連携して、高齢者の様子の変化を早めに見つけ、速やかに対応するための取組です。

●**福祉の初期総合相談支援【セーフティネットコールセンター】**

どこに相談したらいいかわからないなど、福祉のあらゆる相談を受け必要な支援や機関につなぎ、見守り体制を作るなど、継続した支援を行います。

(2) 生活困窮等に対する取組

① 自立に向けた相談支援

- ・ひとり一人の生活状況に応じた支援を行うため、生活状況等を丁寧に聴きとり、必要な支援を計画的に実施し、早期に自立した生活ができるよう支援を行います。

●**生活困窮者自立支援事業【セーフティネットコールセンター】**

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るもので、生活困窮者に対しての相談、支援を実施します。

●**高齢者生活支援事業（配食サービス、安心サポート事業等）【高齢福祉課】**

（配食サービス）病気・高齢のため、買い物や調理が困難な方に、栄養バランスを考えた食事を届け、安否確認を行います。

（安心サポート）一人暮らし等で介護認定を受けている方に、医療機関での待ち時間の介助や掃除などのサービスを行います。

② 生活全般に対する支援

- ・安定した生活に向け、必要な情報や助言等を定期的に行い、関係機関等と連携し寄り添った支援を行います。

●**債務整理支援【生活福祉課】**

多重債務等を抱えている生活保護利用者に対し、日本司法支援センターの利用に向けての相談および債務解消の助言を行うことにより、利用者の債務の解消および社会生活での自立を図ります。

●**家計改善支援（生活困窮者自立支援事業）【セーフティネットコールセンター】**

生活困窮世帯の家計（収支）相談支援です。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るもので、生活困窮者に対して、家計相談・金銭管理等を実施します。

③ 地域で支え合い、誰もが安心してともに暮らせるまちの推進

- ・ソーシャル・インクルージョンや日野市地域福祉計画の考え方のもと、高齢者や障害者などすべての人々が安全で安心して暮らせるまちを推進します。

●**地域福祉計画（第4期日野市地域福祉計画より）【福祉政策課】**

「地域でともに支えあい、誰もが安心して暮らせるまち」の実現を目指す、令和2年度から令和6年度の5年間計画です。

【目的】

「地域で支え合い、誰もが安心して共に暮らせるまち」の実現

【基本理念】

1. 地域に必要な支援につながる環境を整えていきます
2. 将来を見据えて、地域を核とした支え合う福祉を実現していきます
3. 地域で暮らす人たちが、地域で安心して生活していけるよう支援していきます

【基本目標】

1. 身近な地域で気軽に相談できる機能を整え、ニーズに合った支援に努めます
2. 地域福祉を担う人材を育成するとともに、福祉サービスの質の向上に取り組みます
3. 地域住民等が主体的に行う地域福祉活動を支援します
4. 市民の権利を擁護する支援体制を整備していきます
5. 災害時要配慮者となる高齢者や障害者の防災対策が適切にとられる体制づくりを推進します

【重点課題】

1. 地域での総合相談窓口機能の整備
2. 福祉人材の確保・育成・定着
3. 災害時の避難行動要支援者等への対応

3. 非行の防止・学校と連携した修学支援等

学校、家庭、地域が連携・協働し、すべての子どもが学び、遊び、安心して健やかに成長できるような環境を整えます。

(1) 子育て等に関する取組

① 周産期から出産、育児、学齢期の子どもと家庭の相談支援

- ・犯罪や非行等をした人の背景には、複雑な家庭環境である場合が少なくありません。周産期からの相談支援体制を作り、家庭が抱える様々な困難の解決に向け、関係機関等と連携して支援を行います。
- ・親が、教育や子育て等に悩んだときに気軽に相談できる体制を整え、親と子どもに必要な支援に繋がります。

●子どもの学習・生活支援（生活困窮者自立支援事業）

【セーフティネットコールセンター】

生活困窮世帯の子どもの学習・生活等の支援です。生活困窮家庭の子どもに対し、家庭や学校以外で安心できる居場所として勉強したり人間関係を深めたりできる「学び合いの場」を提供し、困窮状態から脱却するための支援を実施します。

●子どもと家庭の総合相談窓口事業【子ども家庭支援センター】

子ども及びその家庭の様々な相談を受け、必要な支援につなぎます。

●児童虐待防止対策事業（要保護、要支援児童の相談支援事業）

【子ども家庭支援センター】

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、虐待を受けたり、養育困難な世帯の児童及びその家庭の支援を行います。

●（仮称）子ども包括支援センター（令和5年2月開設予定）【子ども部】

すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点として、安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに育つまちを目指します。

② 特性のある子どもの相談支援

- ・周産期からの相談を行う中で、子どもに障害や特性がある場合には、それに応じた支援を早期に行います。
- ・支援を行う際には、専門機関と連携して継続した支援を行います。

●心理相談事業【発達教育支援課】

詳細な子どもの状況を把握するための心理士による相談です。発達面や情緒面でのアセスメントをおこない、適切な支援へつないでいます。

●**ライフスキルトレーニング事業【発達教育支援課】**

高校生を対象とした指導です。将来の自立に向けて必要なスキルのトレーニングを行い、エールでのトレーニングの他、市内イベントにボランティアスタッフとして参加します。

●**スクールソーシャルワーカーによる支援事業【発達教育支援課】**

不登校等の課題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境へ働き掛けを行い、福祉関係機関とのネットワークも活用して学校の支援体制の充実と課題解決への対応を図ります。

●**スクールカウンセラーによる相談対応【学校課】**

児童及び生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な経験を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ります。スクールカウンセラーは、児童・生徒へのカウンセリングや教職員・保護者に対して助言や援助等を行います。

●**学校生活相談事業（わかば教室）【教育センター】**

「わかば教室」は、さまざまな要因により、長期間の欠席状況にある児童・生徒の社会的自立心の醸成並びに学習及び学校への登校を支援するためのものです。

(2) **困難を抱える子どものための学習・居場所等の取組**

① **すべての子どもが学ぶ機会を得ることができる取組**

- ・家庭環境やその子どもが抱える特性等に関わらず、学習する機会を得るための取組を行います。
- ・市内小中学校の子どもたちが抱える様々な悩みの解決のため、児童生徒とその親に対する相談支援体制を充実します。
- ・学習に必要な費用の捻出が困難な家庭に対しては、子どもの学習や進学のための支援に繋ぎ、子どもが学ぶ機会を支援します。

●**放課後子ども教室（ひのっち）事業【子育て課】**

子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを提供していくことを目的に、放課後の子どもたちの居場所づくりを、地域の方々の協力を得て実施している事業です。放課後に学校内の教室や校庭、体育館などに「ひのっちパートナー」を配置し、見守りを行うことで、放課後の遊び場環境を提供します。また、ひのっちをさらに楽しく過ごせる居場所とするため地域の遊びや学びの達人である「学習アドバイザー」が内容の充実を図ります。

●**受験生チャレンジ支援【セーフティネットコールセンター】**

中学3年生、高校3年生の受験料及び塾代を貸し付ける事業です。進学した場合は返済が免除になります。

●ひとり親家庭等の子どもへの就学等支援（母子父子福祉資金貸付）

【セーフティネットコールセンター】

東京都母子及び父子、女性福祉資金の貸付及び償還の事業を実施します。
全額東京都からの資金で実施、母子及び父子家庭の子の学費や転宅資金等の貸付及び償還も実施します。

② すべての子どもが孤立することなく、大切に育まれるための取組

- ・さまざまな困難を抱える子どもを、温かく迎え、孤立しないよう、子どもの居場所支援に取り組む関係機関団体と連携し、協力して取り組みます。
- ・子どもと家庭に関するさまざまな困りごとを解決するための「子どもと家庭の総合相談」の充実を図り、相談内容に応じた支援の実施や支援先への繋ぎ、専門機関と連携した支援を行います。

●子ども食堂推進事業【子育て課】

地域の子どもたちに食事及び交流の場を提供する「子ども食堂」を運営する団体へ、その経費の一部を補助したり、情報共有を行う場を設けたりすることで、地域コミュニティの醸成と子どもの居場所支援に取り組みます。

●児童館事業【子育て課】

少年少女、若者の居場所の1つとして、児童館に来館し、時にはリーダーとして活動します。

(3) 青少年の健全育成のための取組

① 地域や関係機関・団体等と連携した見守り等の取組

- ・非行を生まない地域の実現に向けて、青少年を支援する機関団体と連携し、青少年の健全育成のための見守りを充実します。
- ・青少年とその家庭が抱える課題を、青少年を支援する機関団体と共有し、青少年の健全育成に取り組みます。

●青少年育成を目的としたイベントにボランティアとして参加する【子育て課】

各中学校区単位で活動している育成会の事業や青少年を育成するジュニアリーダー講習会、市が主催する祭りにボランティアとして参加します。

●地区青少年育成会【子育て課】

日野市地区青少年育成会（通称「育成会」）は中学校区ごとに組織され、子どもが健やかに育つことを願い、自分の子どもだけでなく、地域に住む全ての子どもに関心を持ち、地域ぐるみで青少年の育成について考え活動します（日野市民全員が育成会会員という位置づけ）。育成会毎に様々な活動を行います。

●青少年委員の会【子育て課】

青少年委員は、自分居住地域及び市内全域において青少年の健全育成に関する活動をするために市から委嘱された委員です。青少年委員の会は市内中学校区から2名ずつの委員計16人で構成されます。年代、職業、子どもたちと関わるバックグラウンドは様々ですが、子どもの活動の中で得意分野やネットワークを活かし、地域と学校、行政とのパイプ役として、また子どもたちのふれあいや遊びのきっかけづくりを心がけて活動します。

② 青少年の薬物乱用防止のための普及啓発

- ・ 青少年を薬物等の乱用被害から守り、また乱用を防止するため、関係機関団体等と連携し、啓発活動を実施します。

●青少年薬物乱用対策推進本部会議【健康課】

青少年を薬物乱用の被害から守り健全な育成を図るため、日野市青少年薬物乱用対策推進本部設置要綱に基づき、学校、警察、保健所、東京都薬物乱用防止推進日野地区協議会その他関係機関との情報交換の場として年1回開催します。

③ 性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発

- ・ 多様化する性犯罪、性暴力等の被害から若年層を守るため、関係機関団体等と連携し、啓発活動を実施します。

●若年層に向けた意識啓発【平和と人権課・セーフティネットコールセンター】

ストーカー、性犯罪、性暴力等の防止に関する啓発を行います。警察と連携し、近隣の大学等へストーカー、性犯罪、性暴力及びデートDV等の防止に関する出張講座を開催します。

●学校等における教育や啓発の内容の充実【平和と人権課・学校課】

性犯罪、性暴力被害予防に向けたリーフレット等の資料を活用し、保護者や地域の意識を高めます。そのうえで学校は、保護者、地域の理解を得ながら予防教育を推進していきます。学校へのデートDV出張講座や情報提供等も行います。



4. 民間協力者の活動と広報・啓発活動の促進等

犯罪や非行等をする人を生まない地域社会の実現には、民間協力者等の方々との連携が必要です。犯罪や非行等をした人たちの立ち直りを支援するとともに、犯罪や非行の防止、安全で安心して生活できる地域社会の実現に向けた啓発活動に取り組み、地域住民の理解と協力を求めます。

(1) 立ち直りの支援の広報と啓発活動

① 民間協力者の活動支援の充実

- ・ 犯罪や非行等をした人の立ち直りを支える民間協力者を支援し、更生保護活動が活発になるように努めます。

●事務支援の実施【総務課】

保護司会等を支援するため事務局として、助成金の交付を通して更生保護活動が円滑に行えるよう支援します。

② 再犯防止や立ち直りの支援に関する啓発活動

- ・ 再犯防止や更生保護活動に関する啓発のため、社会を明るくする運動をはじめとする普及啓発活動を推進します。

●社会を明るくする運動【総務課】

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、地域が力を合わせ犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

日野市では、7月の強調月間を中心に、街頭広報活動や市立中学校2年生を対象とした出前授業、作文コンテストなど更生保護活動に理解と協力を求めるため様々な広報活動を行います。



- ③ 誰もが安全で、安心して生活できる地域社会の実現にむけた防犯活動の推進
- ・ 犯罪や非行等が起こらない、誰もが安全で安心して暮らせるまちをめざし、防犯に関する啓発を推進し、地域住民の防犯意識の向上を図ります。
 - ・ 地域、関係機関団体と連携し、情報を共有しながら犯罪や非行等が起こらないまちの実現にむけた取組を行います。

●生活安全協議会【防災安全課】

すべての市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、関係団体間で市民生活の安心安全に関する情報や意見を交換し、連携の強化を図っています。

●自主防犯組織【防災安全課】

犯罪に強いまちづくりのため、各自会等で防犯パトロールや子どもの見守り、防犯に係る学習など自主的な活動を行っています。市ではそのような団体に防犯グッズの貸与や保険加入、助成金などにより支援を行っています。

5.再犯防止のための連携体制の整備等

犯罪をした者等が支援を受けるために、保健医療・福祉サービス等の支援や制度に関する情報提供ができるよう連携体制の整備に努めます。

(1) 立ち直り支援のための関係機関団体等の連携した取組

① 民間協力者や関係機関団体等の連携した支援

- ・ 犯罪や非行等をした人の立ち直りを支援する民間協力者や関係機関団体等と情報を共有し連携した支援を行います。

●保護司会【総務課】

犯罪や非行等をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。主な職務に、保護観察を受けている人と面接をして指導助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰宅先の生活環境を調整すること、犯罪を予防する啓発活動等を行います。

日野市は、多摩市と稲城市の3市で連携し、「百草台サポートセンター」を拠点に犯罪や非行等をした人との面接や関係機関との協議等を行っています。

●更生保護女性会【総務課】

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、子育て支援の活動などに取り組んでいます。

6. 日野市・多摩市・稲城市 3市共通で行う取組

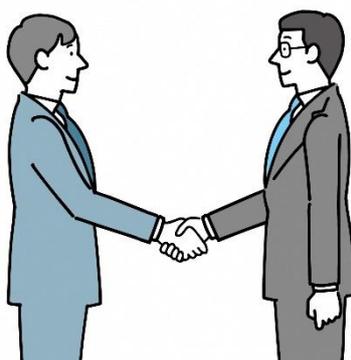
これまで3市が「日野・多摩・稲城地区保護司会」と連携して再犯防止活動に取り組んできました。今後、犯罪をした者等が抱える様々な課題に対応し、支援を必要とする者が各種サービスを収集できるよう、また、再犯防止に対する市民の理解を深めていくため、3市間の連携をより強化していく必要があります。

(1) 3市共通で行う取組

① 3市が連携した更生保護や関係機関と連携した取組

- ・ 犯罪や非行等をした人の立ち直りを支援するため、一人ひとりに適した支援や近隣市との連携体制を強化します。

<p>●各市における社会を明るくする運動の広報 日野・多摩・稲城地区保護司会のうち、各市の分区が主催となって実施されている「社会を明るくする運動」の広報活動について、市と保護司会の協働による取組を推進します。</p> <p>●3市職員勉強会 外部講師による講義の受講や更生保護施設の見学を行い、更生支援を学ぶ取組を3市で連携して行います。</p> <p>●3市職員と保護司意見交換会 日野・多摩・稲城地区保護司会との意見交換を行い、相互の情報について共有します。</p> <p>●保護司候補者検討協議会 保護司になり得る人材の発掘のため、東京保護観察所及び日野・多摩・稲城地区保護司会が開催する保護司候補者検討協議会に協力します。</p>



「日野・多摩・稲城地区保護司会 日野分区」

日野・多摩・稲城地区保護司会は、日野市・多摩市・稲城市の3市から地区保護司会が構成されており、日野分区が日野市を担当しています。保護司は、犯罪や非行をした人を地域の中で適切に処遇することにより、再犯を防ぎ、非行をなくし、立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動を、サポートセンター百草台を拠点として行っています。日野・多摩・稲城地区保護司会日野分区では、29名の保護司が日常的に活動を行っていますが、近年、保護司担い手の確保が課題となっています。

《主な活動内容》

1.更生保護

(1) 保護観察

更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための約束ごとを守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、立ち直りを助けるものです。

(2) 生活環境調整

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職の確保などを行い必要な受入体制を整えるものです。

(3) 犯罪予防活動

犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐために、社会を明るくする運動を通じて「学校との連携事業」などの犯罪予防活動を促進しています。

2.社会を明るくする運動

3.定例研修の開催

4.「保護司会だより」の発行



～社会を明るくする運動～パネル展と街頭広報活動の様子

参考資料

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合

48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある



国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

再犯防止推進計画加速化プラン 概要



再犯防止推進計画加速化プラン

令和元年12月23日
犯罪対策閣僚会議決定

「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

1 満期釈放者対策の充実強化

(1) 現状と課題

出所受刑者の2年以内再入率 (釈放事由別)

釈放事由	2015	2020
満期釈放	25.4%	25.4%
仮釈放	10.7%	10.7%

⇒ 出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

(2) 成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少
※ 2,726人(直近5年間の平均) → 2,000人以下に減少

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

2 地方公共団体との連携強化の推進

(1) 現状と課題

- 再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。
- 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は一部にとどまっている。

(2) 成果目標

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援
※ 策定団体数：22団体(R1.10.1現在)

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

3 民間協力者の活動の促進

(1) 現状と課題

- 民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。
- 財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくない。

(2) 現状の課題に対応した主な具体的取組

- 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
- 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

東京都再犯防止推進計画 概要

東京都再犯防止推進計画の概要

基本方針

- 再犯防止推進法を踏まえ、都が実施する再犯防止に資する取組、再犯防止につながる可能性がある取組を記載
- 国の関係機関、区市町村、民間支援機関と連携して再犯の防止に取り組んでいく。

主な取組

<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 1 就労・住居の確保等のための取組 (1) 就労の確保等 (2) 住居の確保等 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・若ナビαによる相談支援と就労支援機関への誘導 ・しごとセンター、職業能力開発センターによる能力開発 ・入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進 …等
<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 (1) 高齢者又は障害のある者等への支援等 (2) 薬物依存を有する者への支援等 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者よろず犯罪相談」窓口の設置 ・薬物依存に関する相談体制の充実と連携の推進 …等
<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における非行防止のための教育
<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・若ナビαの相談実施による自立支援 ・暴力団からの離脱希望者等に対する支援 …等
<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・“社会を明るくする運動”における民間協力者の活動に関する広報 ・若者支援ポータルサイト(若ぼた)による周知 ・保護司等の活動を支援するガイドブック作成 …等
<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 6 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止のための協議会等の設置 …等

日野市再犯防止推進計画

令和3年(2021年)12月

発行 日野市

編集 日野市総務部総務課

〒191-8686

東京都日野市神明1丁目12番地の1

TEL 042-514-8128(直通)

FAX 042-581-2516